

◎東京都告示第 1113 号（平成 8 年 9 月 30 日付け）

別表第一、別表第二及び別表第四の規定により知事の定める要件及び規模並びに知事が指定する事業及び施設

1 別表第一関係（商港区）

第 3 号の規定により貿易関連業について知事の定める要件	東京港を利用して継続的に輸出又は輸入を行う者であって、その事務所の床面積の合計が 1,000 m ² 以下のもの
第 3 号の規定により知事が指定する事業	木材業及び製材業（江東区新木場一丁目、新木場二丁目、新木場三丁目及び辰巳三丁目に立地するものに限る。）
第 4 号の規定により第 3 号に掲げる事務所、荷さばき施設又は保管施設に附属する研究施設、研修施設及び情報処理施設について知事の定める規模	これらの用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 m ² 以下であって、事務所に附属する場合は全体の延べ面積の 2 分の 1 未満、荷さばき施設又は保管施設に附属する場合は全体の延べ面積の 10 分の 1 以下のもの
第 5 号の規定により荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設について知事の定める規模	これらの用途に供する部分の床面積の合計（第 4 号に規定する研究施設、研修施設及び情報処理施設が附属する場合は、これらの床面積の合計を加えたものとする。）が 30,000 m ² 以下であって、荷さばき施設又は保管施設を含む全体の延べ面積の 3 分の 1 以下のもの
第 6 号の規定により銀行（これに類する金融機関を含む。）の支店及び損害保険代理店の事務所について知事の定める規模	これらの用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ 500 m ² 以下のもの（3 以上の階数をこれらの用途に供するものを除く。）
第 7 号の規定により日用品の販売を主たる目的とする店舗について知事の定める規模	その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以下のもの
第 8 号の規定により港湾の荷役に供する自動車の修理場について知事の定める規模	作業場の床面積の合計が 500 m ² 以下のもので、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 1 項に基づく自動車の検査を行わないもの
第 8 号の規定によりガソリンスタンドについて知事の定める規模	その用途に供する部分の敷地面積が 500 m ² 以下のもの

2 別表第二関係（特殊物資港区）

第 2 号の規定により知事が指定する事業	製粉加工業及び生コンクリート製造業を主たる業務とする事業
第 4 号の規定により知事が指定する加工施設	製粉加工施設及び生コンクリート製造施設

3 別表第四関係（漁港区）

第 4 号の規定により知事が指定する事業	水産物の荷役及び運送を主たる業務とする事業
第 5 号の規定により知事が指定する便益施設	1 建築物の 2 階以上に併設される漁業関係従事者のための宿舎であって、その床面積の合計が建築物の延べ面積（同一事業主の建築物が当該区分内に 2 以上ある場合は、その延べ面積の合計とする。）の 4 分の 1 以下のもの 2 漁船乗組員のための宿舎であって、その敷地の面積が、当該区分内において同一事業主が権利を有する土地の面積の合計の 4 分の 1 以下のもの